

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
1	<p>① 特段意見はございません。 当県の活動組織の取組状況だと地域環境保全タイプなので、ほぼ「相対幹距比調査」になるものと推測しています。 治山事業の森林整備（本数調整伐）で、管理プロットなどを設定し、施工前と完成後の成立本数を調査するという点で実施内容がほぼ同じなので、非常に分かりやすいものと考えております。（プロットが方形か円形かの違いくらいでしょうか。）</p>	<p>地域環境保全タイプにおいて間伐作業等を実施する場合、「相対幹距比調査」が必要になるかと思いますが、活動組織によっては、プロット調査の設定などに慣れていない団体もあるかと思うので、県、市町村等において技術指導等のご協力をお願いいたします。</p>
2	<p>① ・年次調査について、年次調査の結果を見て要領様式第19号の「目標達成度」や「次年度に向けた改善策」を記載することになるかと思いますが、<u>目標達成度を確認することや改善策検討の重要性、また様式との関連等もガイドラインで触れていただきたいです。</u> ・<u>同様の表が繰り返され、1ページの情報量が多いと思われる。</u>前後で項目毎の繋がりをより明確にしていきたいです。</p>	<p>ガイドラインの見直しについては、今年度は既に活動を開始しようとしている団体もあり、時間的な制約等がありますので、誤字脱字の修正等のみ行うこととしています。 なお、頂いたご意見等につきましては、来年度のガイドラインに反映させていくことを検討したいと思っております。</p>
3	<p>① 我々行政人が拝読するには「必要なことが必要なだけ書かれている」という感想ですが、素人が読むには「読み手に求められる行政的読解能力」がかなり高く、更に21ページから急に専門的になり、抵抗感が増す印象です。 ですので、読み始めてから概ね5分で全容が掴める工夫が必要であると思っております。<u>パンフレットのように仕立ててみては如何か</u>と思っております。</p>	<p>ガイドラインの見直しについては、今年度は既に活動を開始しようとしている団体もあり、時間的な制約等がありますので、誤字脱字の修正等のみ行うこととしています。 なお、ガイドラインを要約したパンフレット等の作成につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
	<p>② <u>活動が2年目、3年目の団体の場合、初回調査、年次調査、終了後調査は、それぞれどのように適用するのか？</u> (特に初回調査の実施は難しいと考えられます。また、<u>現在実施中の3カ年計画は、あらかじめ調査に基づいた目標設定を行っていないので、途中から「目標と成果」を当てはめるのは困難であると考えます。</u>)</p>	<p>活動が2年目、3年目の場合、これまで活動された区域の効果を調査・確認することは困難ですので、2年目、3年目の活動箇所についてプロットを設定し、計画途中からの「目標と成果」について検証いただくこととなります。</p>

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
③	<p>同一活動地域、同一活動地で、里山林保全、侵入竹除去・竹林整備、森林資源利用を実施する場合、それぞれに調査し、それぞれに目標を設定することが必要なのか？それとも代表するタイプで良いのか？ (年度によって実施されるタイプが変遷する場合、調査も検証も目標設定も、それぞれが実施困難という印象です)</p>	<p>同一箇所、地域環境保全タイプ（里山林保全、侵入竹除去・竹林整備）と森林資源利用タイプを実施する場合、それぞれ調査し、目標設定する必要があります。活動内容を踏まえた目標設定が重要になるかと思えます。</p> <p>例えば、3年間のうち最初2年目は、地域環境保全タイプ、最後の1年は、森林資源利用タイプで活動を実施する場合、地域環境保全タイプで2年間の目標をたて、1年目に初回調査と年次調査を行い、2年目の年次調査の際に目標が達成できたか確認します。調査を行うことのできる時期が限定されるために、2年目の活動終了時点で調査を行うことのできない目標の場合には、次の年（3年目）に調査を実施し報告してください。</p> <p>3年目は、森林資源利用タイプで1年間の目標をたて、初回調査と年次調査を行い、年次調査の際に、1年間の目標が達成できたか確認を行います。3年目の活動終了時点で調査を行うことのできない目標の場合には、次の年（4年目）に調査を実施し報告してください。</p> <p>なお、同一年度の同一箇所重複適用は認められないこととなりますので、ご注意ください。</p>
④	<p>同じタイプで活動地が点在している場合、全ての活動地で調査と目標設定が必要なのか？</p>	<p>活動地が点在している場合、原則、全ての活動地で調査と目標設定が必要となりますが、点在地の距離が近く、林地の状況が類似している場合には、標準的なプロットのデータを準用することも可能です。</p> <p>なお、他の地域のデータを準用した場合には、その旨記録を残すようにしてください。</p> <p>また、各協議会においては、標準的なプロットの設定や準用された区域の考え方が適当であるか適宜確認等をお願いします。</p>
⑤	<p>調査時期について、交付の決定が決まったら最初の作業を始める前に実施するとあるが、活動計画書へはどの程度のトーンで記載するのか？</p>	<p>活動計画書への記載は、基本的には、活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプ）について、大まかな項目を記載いただければよろしいかと思えます。</p> <p>＜活動計画書への記載例＞ 【タイプ名】地域環境保全タイプ・里山林保全 【目標】人工林をきれいにしたい 【モニタリング方法】相対幹距比</p>
⑥	<p>当交付金による活動開始2年目以降の活動団体において、団体の事務能力がガイドラインに追いつかず、同ガイドラインに沿った調査と目標設定が出来ないので、平成29年度からの交付金の活動を取りやめた場合、28年度までに支払われた交付金は返還扱いとなるのか？</p>	<p>平成29年度からの交付金の活動を取りやめたとしても、平成28年度までに支払われた交付金は返還する必要はありません。</p>

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
4	① モニタリング及びその他の事項について、先日説明会の際に出された質問等について送付します。ガイドラインやQ&Aに反映していただけたら、有り難いです。	ガイドラインの見直しについては、今年度は既に活動を開始しようとしている団体もあり、時間的な制約等がありますので、誤字脱字の修正等のみ行うこととしています。 本質疑応答に記載した事項については、今後Q & Aに反映していくことを検討したいと思います。
	② 【モニタリング関係】 活動期間について、5年間の整備活動が助成の対象と説明があったが、モニタリングも5年間ということなので、特に活動場所の所有者と結ぶ協定の年月日について、活動の5年間とモニタリングの5年間のどちらに合わせて設定すれば良いのか。 仮に3年間の活動期間で協定を締結した場合、残る2年間は協定の無い状態でモニタリングを行わなければならないのか。	活動期間については、基本的に3年間として設定していただくこととなります。年次調査で目標を達成できなかった場合には、平成33年度（5年目）に改めて調査を実施していただくこととなります。 これから活動場所の所有者と協定を結ばれる場合、モニタリングの期間は継続的に当該活動場所での調査等を行うこととなりますので、協定期間についても5年間として設定された方がよろしいかと思えます。 また、仮に3年間の活動期間で協定を締結した場合、残る2年間は協定の無い状態となりますので、改めて協定を締結いただき、その期間についてもモニタリングを行っていただく必要があるかと思えます。
	③ モニタリングの結果報告について、初年度のモニタリングは年度末に行うのみで良いのか。また、活動箇所が年度ごとに変わる場合、定点モニタリングも年度ごとに移していくのか。それではモニタリングの意味が無いのではないのか。	モニタリングの結果報告と実施する年次調査については、初年度については、調査を行う時期がいつでも良い目標については活動の終了時に行っていただくこととなります。また、活動箇所が年度ごとに変わる場合は、モニタリング箇所も年度ごとに設定する必要こととなります。 定点モニタリングとは、同じ活動区域におけるモニタリング箇所について、活動期間中は同じ場所で調査を実施するものです。
	④ 竹林整備について、その完成度はどのように判断すればよいか。完全に皆伐しなければならないのか、それとも全く手付かずだったところを半分くらいでも手入れすれば良いのか、具体的な割合で示されているものなのか。	竹林整備については、その目標とする森林（竹林）の状態に応じて判断する必要があるかと思えます。目標に応じて、完全に皆伐したり、全く手付かずだったところを半分手入れすれば良い場合もあるかと思えます。一律に具体的な割合で示されているものではなく、目標とする森林（竹林）の状況に応じて判断いただきたいと思います。

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
⑤	<p>モニタリングについて、期間は5年間と説明を受けた。「<u>荒れた竹林をきれいにする</u>」ことを目標に竹林整備を3年間してきたが、<u>モニタリング期間の残り2年間は何も手を付けず「整備を終えて放っておいたらまた荒れてきた」という結果報告を行うということか。</u></p>	<p>本交付金の実施要領等が平成29年度から改正されたことに伴い、新たにモニタリングを行うことになったところですが、ご意見にあるような状況も想定される場所です。これまでの3年間の活動で整備された状況をモニタリングで確認することはできませんので、当該期間については目標設定と確認対象からは除外されることとなります。</p> <p>これからの2年間について、何も活動をされないということであればモニタリングの対象とはなりません。また、これから整備が行われなかったことによって竹林がまた荒れてきたとしても、過去に支払われた交付金の返還対象とはならないこととなります。</p> <p>なお、本交付金の目的の一つとして、自立的に森林整備等の活動を行う団体を育成することがありますので、交付金による活動期間以降についても自発的に活動を続けていただければ、ご協力いただきたいと思います。</p>
⑥	<p>【教育・研修タイプ関係】 <u>竹林整備を行いつつ、併行して環境教育（自然観察会）を計画している。そのやり方について、竹林外の里山を巡る、市町村各地を訪ね歩くなど、各地を転々とする中で整備した竹林を通るような計画であれば認めもらえるか。</u></p>	<p>基本的に対象森林内で活動することを想定としており、竹林整備を行った場所を重点的に活用するというのであれば、認められることとなりますが、他の巡回地と同様の位置付けで、一時的に利用するような場合には認められないこととなります。</p>
⑦	<p><u>竹林整備で伐った竹を使ったクラフト体験を計画しているが、実際に竹林内で工作をするのは難しく、材料を竹林から運び出して町中の公民館などで行うことになるかと思うが、これは問題ないか。</u></p>	<p>基本的に竹林整備を行った場所で体験教室を行う場合に認められるものですので、活動対象地で体験工作を実施しない場合には認められませんが、悪天候などにより現地開催が難しい場合などに、急遽、別の会場で実施することになったような場合には認められることもあります。</p>
⑧	<p><u>サイドメニューの実施箇所について、メインメニューの活動地内で行われるものについては対象になると説明を受けていたが、先に例の挙げた“クラフト体験などの場合は場所を変えてかまわない”というのは、他のサイドメニューについても適応されるのか。「山頂で整備活動をするのに関して、ふもとの公民館で勉強会を行う」などはどうか。</u></p>	<p>基本的に対象森林内で活動することを想定としておりますので、活動対象地で体験工作を実施しない場合には認められませんが、悪天候などにより現地開催が難しい場合などに、急遽、別の会場で実施することになったような場合には認められることもあります。</p>
⑨	<p><u>安全講習等に必要な経費について、整備活動の一環として申請すべきなのか、教育研修活動の一環とすべきなのか、そのどちらでも良いのか。例えば整備自体は軽微なものとして経費を抑え、単価の残りで安全講習や技能研修を重点的に行うなどしてよいのか。</u></p>	<p>安全講習等に必要な経費については、活動組織の判断によってメインメニューとサイドメニューのどちらかを選択いただきたいと思います。また、質問にあるような経費の配分もあり得るものと考えます。</p>

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
⑩	<p>【市町村の意見について】 平成29年度から市町村長の意見を聞くという項目が増えているが、<u>担当者の意見にある「有効」「大いに有効」「有効でない」の判断基準はどのように設ければよいか。「有効」と「大いに有効」の差はどのような影響があるのか。</u></p>	<p>まず、有効性や妥当性の判断は、当事業への参加が明らかに適切でないような活動（政治的活動、営利活動、地元住民とのトラブルが頻発など）があった場合に「有効性は認められない」こととなりますが、それ以外は「有効」ということとなります。 現在のところ「有効」及び「大いに有効」の場合、両方とも採択要件となりますので、特に大きな差や影響はないところですが、今後、「優先採択」の要件などとして活用するかについては検討していきたいと思いをします。 各市町村におかれては、地域の実情等を考慮した上で、当該活動の有効性や妥当性をご判断いただきたいと思います。</p>
5	<p>① <u>モニタリングの実施案ですが、一見簡単なように見受けられますが、こうした調査方法は、難しく、活動組織では実行が難しいと考える。</u> <u>この案では、だらだらと説明が長く、うまく読み解けません。</u> <u>使うのであれば、内容をもっと要約しなければ、実際の実行イメージがつかめません。</u> <u>モニタリングの確認ステップは良いと思いますので、現状、年次状況は、写真で示し、目標及び状況、結果は文言で表すという方法にならないでしょうか。</u> <u>モニタリングが目的化してしまうと困ります。</u></p>	<p>ガイドラインの見直しについては、今年度は既に活動を開始しようとしている団体もあり、時間的な制約等がありますので、誤字脱字の修正等のみ行うこととしています。 写真管理などによる新たな管理手法については、ガイドラインのP31に基づき提案いただきたいと思います。 また、ガイドラインに示したモニタリングについては交付金の効果を調べる最低限のものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
6	<p>① <u>円計プロットで、かすり以上の樹木はどのようにカウントしますか？0.5本とするのでしょうか？</u></p>	<p>円計プロットで、かする程度の樹木は対象に入れないこととなります。（ガイドラインのP9を参照ください。）</p>
	<p>② <u>傾斜が緩い林分では、傾斜角度を勘案して方形プロットでも可能でしょうか。</u></p>	<p>現地の状況を勘案し、適当な方法を選択いただき、方形プロットで設定いただいてもよろしいかと思います。</p>
	<p>③ <u>侵入竹の竹再生面積は、測量することになるのでしょうか？5m×5mの中での面積でしょうか。</u></p>	<p>地面の傾斜に合わせてロープを張るなどして、5m×5mの調査区を設定いただきたいと思います。（ガイドラインのP10を参照ください。）</p>
	<p>④ <u>里山林保全や森林資源利用タイプでは、初年度に刈り払い作業や路網整備を行い、次年度以降に間伐や抜き切りを行っている活動組織が多くあります。この場合、成立本数に変化はありませんがそれでもよろしいでしょうか？</u></p>	<p>各年度の目標設定に依じて、各年度の活動を実施いただければよろしいかと思います。結果的に、初年度に刈り払い作業や路網整備を行い、次年度以降に間伐作業等のみが行われることもあるかと思います。</p>
	<p>⑤ <u>活動組織の中には、森林調査に精通していない団体もあります。技術指導は、各地域協議会で実施しなければなりません。集合研修ができれば良いのですが、個別の活動組織に対応する場合、決まった時期に実施しなければならず業務的に厳しいと感じます。</u></p>	<p>地域協議会、県、市町村等においてご協力いただき、引き続き各活動組織に対するご指導をお願いいたします。</p>

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
⑥	<p>林尺や測高機、巻き尺、ポールなどを持っていない活動組織がほとんどです。当県では、あきた森づくり活動サポートセンターがこのような資機材を整備し、森林ボランティア団体に貸し出していますが、3セットしかありません。活動組織が購入する場合資機材整備対応になりますが、交付金が大きく削減されており秋田の森林活用地域協議会では応じられません。（測桿で2万円、林尺14千円、30mリール5千円など）</p>	<p>地域協議会、県、市町村等においてご協力いただき、引き続き各活動組織に対するご指導をお願いいたします。</p>
⑦	<p>事業の継続を念頭に置くなら、このモニタリングは必要なことです。ただ、活動組織が対応出来るのか、資機材を自力で購入することが可能なのか危惧しています。</p>	<p>モニタリングについては交付金の効果を調べる最低限のものと考えており、国の補助制度上このような手続を踏まなければ事業を実施できないこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 地域協議会、県、市町村等においてご協力いただき、引き続き各活動組織に対するご指導をお願いいたします。</p>
⑧	<p>このガイドラインに、模範野帳を入れてください。</p>	<p>ガイドラインの見直しについては、今年度は既に活動を開始しようとしている団体もあり、時間的な制約等がありますので、誤字脱字の修正等のみ行うこととしています。 なお、頂いたご意見等につきましては、今後のガイドラインに反映させていくことを検討したいと思っております。</p>
7	<p>① 本県の活動組織は団塊の世代のリタイヤ組（余暇の対象に森林作業を選んだ人達）を中心とした素人集団です。まず言語（専門用語）の意味がわからない心配があります。 多面的機能発揮というファジーな事象に対して数値目標設定して林業試験的業務あるいは環境整備的業務の手法で活動効果調査報告するにはあまりにも少ない交付金であり、補助金の市町村上乗せの有り無しはさらに不可解ではありませんか。 記 1 交付金が申請面積で設定されるならば、実施面積でまず基本評価（確認）すべきです。</p> <p>② 「目標設定」は林野庁が具体的なメニュー（NO1, 2）を定めてNO項目選択制にすべきです。</p> <p>③ 目標設定しての5段階評価は第三者の市町村にしてもらうべきです（レビュー指摘）。</p> <p>④ 地方負担を義務化して不公平（市町村による差別）をなくすべきです。</p>	<p>モニタリングについては交付金の効果を調べる最低限のものと考えており、国の補助制度上このような手続を踏まなければ事業を実施できないこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>目標設定に伴うモニタリング箇所の面積については簡易手法ではありますが、区域の調査をしていただくこととしております。</p> <p>目標設定は、活動の種類や各地域の林分状況等によって異なるものと思っておりますので、それぞれの活動組織において設定いただきたいと思います。</p> <p>目標設定に対する活動結果の確認など、モニタリングの実施については、各活動組織が独自に行う活動内容に含まれることとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>行政事業レビューでの指摘等を踏まえ、平成29年度からこのような採択要件としておりますが、国の補助制度上、このような手続を踏まなければ事業を実施できないことについて、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
⑤	<p>5 執行上の疑問点があります、ご回答をお願いします。 [里山林保全] ・人工林の成林内の活動 景観改善のための下層木や下層植生の撤去は多面的機能の発揮を阻害するのではないかと。ギャップをつくり下層植生(多段林、複層林への過程)を育てるための間伐でもあるのでしょうか、それに目標設定できるのは熟練した専門だけです、ましてや視距のための草刈りは下床荒廃を進めるだけではないですか。</p>	<p>行政事業レビューでの指摘等を踏まえ、平成29年度から目標設定やモニタリングを実施しておりますが、国の補助制度上、このような手続を踏まえなければ交付金の対象とならないこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 目標設定は、活動の種類や各地域の林分状況等によって異なるものと思っておりますので、それぞれの活動組織において設定いただきたいと思います。</p>
⑥	<p>・萌芽更新の活動 頻繁に更新するとあるが、それでは長い間人の手が入らないとは言わないのではないですか。仮に薪炭椎茸林で実施する場合、伐採時期の(11~2月)の制約はあるし、枝条の林内放置、2~3年後の萌芽の優勢芽の判定と芽掻きは熟練者でないとできないし、それまでの林内放置のある下刈りは難しく、3年後以降の維持管理はできないのではないのでしょうか。</p>	<p>目標設定に当たっては、活動内容や地域の実情に合わせて作業を進めていただきたいと思いますと考えており、活動組織において実現可能な範囲で設定いただきたいと思います。</p>
⑦	<p>・里山の指標種 この言葉もわからないが、スプリング・エフェメラルなどの生育を目視できる森林は活動組織が作業する場所ではありません、昔は当たり前でも現代では素人集団では無理で、専門の環境関係者に作業計画作成(現地調査が年数度に亘る)を頼めばそれだけで助成金を上回るのではありあませんか。</p>	<p>目標設定に当たっては、活動内容や地域の実情に合わせて作業を進めていただきたいと思いますと考えており、活動組織において実現可能な範囲で設定いただきたいと思います。 また、国の補助制度上、このような手続を踏まえなければ交付金の対象とならないことについて、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
⑧	<p>・地域環境保全 タケノコの除去は3年間踏みつぶしても、隣地に避難した根がまた再侵入しますので、活動区域ばかりで無く隣接地域での除去をしないと意味がありません、管理には長年の労働投資があるので一過性では無理です。</p>	<p>今回のモニタリングは、あくまでも活動期間における効果を確認するために実施するものとなります。 本交付金の目的の一つとして、自立的に森林整備等の活動を行う団体を育成することがありますので、交付金による活動期間以降についても自発的に活動を続けていただけるよう、ご協力いただきたいと思います。</p>
⑨	<p>・森林資源利用 木材搬出に軽トラ使用を例にしていますが簡易移動搬出機を使っても簡易な作業路網が整備されていないと長大重量物の木材移動は無理ですから、ながらく人手の入らない森林とは違い、相当林業関係補助金などが入っている森林ではありあませんか。</p>	<p>目標設定に当たっては、活動内容や地域の実情に合わせて作業を進めていただきたいと思いますと考えており、活動組織において実現可能な範囲で設定いただきたいと思います。</p>

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
⑩	<p>・交付金の効果を調べる調査で最低限のものとありますが、活動組織は明示されていない漠然とした勝手な作業方法で良いと思っているので、具体的なマニュアル（計画策定、作業方法、施行面積の出し方、山村住民との具体的な連携方法や関係など）を提示しないで、意図する効果だけを「メートル単位」まで指定しての調査を指示しても無理があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、森林の理解の深まりとありますが、林業のプロ集団森林組合や環境のプロ集団、いずれにも属さない素人のボランティア団体では作業の考え方が三者三様で全然違います、制度の初年度・事前着工地が認められたり、食料費が認められたりした素人集団が森林整備に参入すると言うことで森林ボランティア育成をしている組織が各県のかんりの事務局をしているわけではありませんか。</p>	<p>行政事業レビューでの指摘等を踏まえ、平成29年度から目標設定やモニタリングを実施しておりますが、国の補助制度上、このような手続を踏まえないと交付金の対象とならないこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、ガイドラインに示したモニタリングの手法については、交付金の効果を調べる最低限のものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、地域協議会、県、市町村等においてご協力いただき、引き続き、各活動組織に対するご指導をお願いいたします。</p>
⑪	<p>・作業のレベルと項目を単純表示して、不法投棄されたゴミの撤去などの分かり易い作業も項目にいらしてください。</p>	<p>ガイドラインの見直しについては、今年度は既に活動を開始しようとしている団体もあり、時間的な制約等がありますので、誤字脱字の修正等のみ行うこととしています。</p> <p>なお、頂いたご意見等につきましては、来年度のガイドラインに反映させていくことを検討したいと思います。</p> <p>なお、本交付金による活動対象は、森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組（実施要領第1の（3）に掲載された活動内容）となり、不法投棄されたゴミの撤去などは作業対象とはなっておりませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。</p>
8 ①	<p>取り組むのは、専門知識のない一般の方がほとんどのため、もう少し分かりやすい内容にならないか（用語や方法の説明等） 例えば、9ページについて、具体的に水平に測る方法、手順を示しておかないと、多くの人は斜面に沿って測ってしまうように思う。</p>	<p>ガイドラインの見直しについては、今年度は既に活動を開始しようとしている団体もあり、時間的な制約等がありますので、誤字脱字の修正等のみ行うこととしています。</p> <p>なお、頂いたご意見等につきましては、来年度のガイドラインに反映させていくことを検討したいと思います。</p>
②	<p>すでに2年目、3年目の活動となる団体は、調査期間についてどのように考えればよいか。年次調査は交付金をもらっている年度だけでよいのか。 例えば29年度が3年目となる場合、目標はいつの年度で設定するか。</p>	<p>活動が2年目、3年目の場合、これまで活動された区域の効果を調査・確認することは困難ですので、2年目、3年目の活動箇所についてプロットを設定し、計画途中からの「目標と成果」について検証いただくこととなります。</p> <p>平成29年度が3年目の場合、年度内の目標設定及び効果の確認を行っていただくこととなりますが、年次調査において効果を検証できなかった（目標を達成できなかった）場合、平成33年度（5年目に）に終了後調査を実施していただく必要があります。</p>

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
	<p>③ 3ページに終了後調査とあるが、3年目までに達成できない場合、4年目以降も調査を続ける義務が発生するか。協議会はそれを追って確認する必要があるか。 (その時団体が本事業の活動をしていない場合はどうなるか)</p> <p>④ このモニタリング調査を、団体が交付金の活動費より外部委託してもよいか。</p>	<p>3年目までに達成できない場合、終了後調査として平成33年度(5年目)に初回調査と同じ場所(同じ季節)に、同じ内容の調査を実施いただく必要があります。協議会についても、実施主体として確認いただく必要があるものと考えます。 また、終了後調査を行う時点において、団体が活動をしていない場合には、活動を行っていたときの代表者等に代表して対応いただく場合があるかと思えます。</p> <p>一部は本交付金の活動内容の対象となります。</p>
9	<p>① 資料、最終ページの材積早見表の単位が間違っているようです。</p>	<p>単位に誤りがありましたので、表記単位に合うように数値を修正いたしました。</p>
10	<p>① モニタリングについての基本的な質問です。 28年度までに事業を実施している活動団体も含めて、29申請予定の全ての団体が、29年度に初回調査、30年度に次年度調査、3年目の31年度に最終目標の数値化を設定するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>② 表示方法の検討のお願いです。 ガイドラインの11P以下の表示を、調査ごとにタイプ別で記載していますが、タイプ別に初回調査、年次別調査等を順に表示する方法が素人には解りやすいのではないかとこの意見があります。検討をお願いします。</p>	<p>活動計画期間については、29年度に予定されている全ての団体において、目標を設定し、モニタリングを実施していただく必要があります。 なお、29年度に活動が終了する場合で、目標を達成していれば、その後モニタリング調査を行う必要はありません。</p> <p>ガイドラインの見直しについては、今年度は既に活動を開始しようとしている団体もあり、時間的な制約等がありますので、誤字脱字の修正等のみ行うこととしています。 なお、頂いたご意見等につきましては、来年度のガイドラインに反映させていくことを検討したいと思います。</p>
11	<p>① P2の初年度の初回調査と年次調査ですが、初回調査とは活動開始前の森林の状況、年次調査とは、活動完了後1,2,3年について毎年調査するという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>年次調査については毎年度実施する必要があります。</p>

「目標の設定、モニタリングのガイドライン」への質問・意見等に対する回答

H29. 4. 14現在

No.	質問・意見等	回答
②	<p>P7の「森林資源利用タイプ」の数値目標での計算式にある「継続して木材を利用する年数」とは？</p>	<p>「継続して木材を利用」とは、間伐、除伐、主伐を問わず、何らかの形で木材を利用している状態を指します。また、ここでいう「木材」とは、丸太・製材に限らず、薪やバイオマス燃料のような燃料等での利用も含まれます。</p> <p>「継続して木材を利用する年数」の設定は、活動組織の皆様にお任せ（することを想定）しています。対象森林内に初回調査時に存在している「木材として利用する樹木」について、間伐・主伐を問わず、木材として利用し始めた状態を開始時点として、何年間かけて利用していくのかで決めていただきます。</p> <p>どれくらいの期間をかけて利用するのかについては、特に、交付金の交付期間の3年以内に限定するものではありません。10年、20年といった、交付金の目標期間と比べて長い目標を設定していただいても構いません。</p> <p>何年をかけて利用するのかの目標の設定方法につきましては、森林や樹木の状態や、活動人数などの活動組織の事情等を考慮して、活動組織自らで決めていただきます。</p> <p>森林の利用については、択伐なども想定されるため、「主伐までの期間」と言うことは難しいと考えられます。対象となる森林に初期調査段階である樹木を、交付金取得段階（あるいは木材の資源利用ができるようになった状態）から20年間かけて徐々に伐採して、利用する場合には、「継続して木材を利用する年数」は20年となります。</p>
③	<p>P17の「森林資源利用タイプ」の「対象森林を何年で更新するのかの目標」とありますが、次回の間伐までの期間ということでしょうか？</p>	<p>同様対象森林内に初回調査時に存在している樹木（木材として利用するもの）について、何年間かけて利用していくのかを活動組織に決めていただきます。「更新」と「継続して木材を利用する年数」について、2つの用語が生じていますが、どちらも「継続して木材を利用する年数」を指します。</p>
④	<p>P24の※「木材を生産するのが、交付金の最終年度のみということのないようにしてください」とありますが、森林資源利用タイプで活動の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初年度：選木及び枯木・小径木の除伐 ・2年目：間伐 ・3年目：搬出 <p>という活動はNGなんでしょうか？</p>	<p>P24の当該箇所の記述は、3年目の目標達成だけを目的として、通常であれば木材が利用できるにもかかわらず、1年目、2年目に木材を利用しないケースを防止するための注意書きとなります。</p> <p>結果的に、想定されているようなケースでは、最終年度のみ木材を生産することがあり得るものと考えられますので、このような活動も認められることとなります。</p> <p>なお、木材の利用につきましては、主伐だけでなく、除伐材や間伐材も利用していただくことが、森林資源利用タイプでは望ましい状態と考えます。</p>